

登録意匠「バケツ」の無効審決取消請求事件：知財高裁平成 28(行ケ)10153・平成 29 年 1 月 11 日（3 部）判決〈請求棄却〉

### 【キーワード】

意匠の類似（意匠法 3 条 1 項 3 号）、グッドデザイン賞（受賞の特徴）、類否判断の主体

### 【事案の概要】

#### 1 特許庁における手続の経緯等

原告（株式会社カインズ）は、意匠に係る物品を「バケツ」とする意匠登録第 1 5 0 9 0 4 0 号（平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日出願，平成 2 6 年 9 月 1 2 日登録。以下，同登録を「本件意匠登録」といい，同登録に係る意匠を「本件登録意匠」という。）の意匠権者である。

被告（八幡化成株式会社）は，平成 2 6 年 1 2 月 1 1 日，特許庁に対し，本件意匠登録につき，意匠法 3 条 1 項 3 号に該当することを理由として無効審判請求をした。

特許庁は，同請求を無効 2 0 1 4 - 8 8 0 0 1 8 号事件として審理した上，平成 2 8 年 6 月 2 日，「登録第 1 5 0 9 0 4 0 号の登録を無効とする。」との審決（以下「本件審決」という。）をし，同月 1 0 日，その謄本が原告に送達された。

原告は，同年 7 月 6 日，本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

#### 2 本件登録意匠の内容

本件登録意匠の内容は，別紙審決書（写し）の「別紙第 1」のとおりである。

#### 3 本件審決の理由

本件審決の理由は，別紙審決書（写し）記載のとおりであるが，その要旨は次のとおりである。

##### (1) 被告が主張した無効理由

###### ア 無効理由 1

本件登録意匠は，甲 1 ないし甲 4 に記載された製品名「ウェイビー 8 0 1」に係る意匠（引用意匠 1）と類似するものであるから，意匠法 3 条 1 項 3 号により意匠登録を受けることができない。

###### イ 無効理由 2

本件登録意匠は，甲 1 ないし甲 4 に記載された製品名「ウェイビー 1 0 2」に係る意匠（引用意匠 2）と類似するものであるから，意匠法 3 条 1 項 3 号により意匠登録を受けることができない。

##### (2) 本件審決の判断

無効理由 1 について，引用意匠 1 を下記のとおり特定した上で（その内容は，別紙審決書〔写し〕の「別紙第 2」のとおり。以下，特に断りがない限

り、「引用意匠1」とは同意匠を指すものとする。）、本件登録意匠は、本件登録意匠の出願前に日本国内において公然知られた引用意匠1に類似する意匠であるから、意匠法3条1項3号により意匠登録を受けることができないと判断した（無効理由2については、引用意匠2を特定したものの、類否判断は行わず、本件意匠登録を無効とすべき理由にはしなかった。）。

#### 記

甲4（被告商品カタログの写し）の12頁及び13頁に掲載された製品名「omnioutil S/オムニウツティ S」（フタ付きバケツ）223764（PK）の「バケツ」の意匠

(3) 本件審決が認定した本件登録意匠と引用意匠1（以下、併せて「両意匠」という。）の形態上の共通点及び差異点は、それぞれ次のとおりである。

ア 共通点（以下の各共通点を「本件共通点」と総称する。）

- ・全体が本体部、蓋部、取っ手により構成されたもので、本体部周側面及び蓋部の全体に、一様の凹凸形状を形成したものである点（共通点（A））
- ・本体部を、下方向にごく僅かにテーパーのついた略円筒形状とし、本体部の高さが本体部上面の直径よりも短く、本体部上面の周縁に外方に逆L字状に小さく突出する細幅で蓋部と略同厚の縁部を有し、正面視左右の対向する位置であって前記縁部から下方に向かって設けられた扁平直方体状の取っ手取り付け部を配し、全高（上端縁部を除く。）にわたる縦方向の細い筋状の凹凸形状を周方向に連続して多数施したものである点（共通点（B））
- ・蓋部は、本体部上端縁と略同径の円板状とし、その表裏の表面ほぼ全面を細い筋状の凹凸形状に形成して、裏面の外周端部に細幅の平坦面部を設けて、その内側に外周に沿うように細幅帯状の薄い凸状枠部を設けたものである点（共通点（C））
- ・取っ手は、細幅薄板状体を正面視略半円弧状のアーチ状とし、両端の先端部を弧状とし、本体部の取っ手取り付け部の外側に設けたものである点（共通点（D））
- ・蓋部はやや明調子で、本体部はそれより暗調子である点（共通点（E））

イ 差異点（以下の各差異点を「本件差異点」と総称する。）

- ・取っ手の態様について、本件登録意匠は、両端部を側面視略U字状に形成したものであるのに対して、引用意匠1は、両端側の板状体をやや幅広の隅丸長形状とし、一方の隅丸長形状部分の上方寄りに縁部を有する小型円形状孔部を設けたものである点（差異点（ア））
- ・本体部と蓋部の凹凸形状について、本件登録意匠は、断面視形状がやや先端が尖った山形状の突条を連続した態様であるのに対して、引用意匠1は、先端がやや緩やかな波形状の突条を連続した態様である点（差異点（イ））
- ・蓋部の裏面の態様について、本件登録意匠は、裏面中央に本体部への掛部

となる短い円柱の先端に底面視小型円形状板体を設けた突起部を配し、凸状枠部の内側に細い突条が縦横2本ずつ互いに交差する井桁状の補強用のリブを設けたものであるのに対して、引用意匠1は、突起部も井桁状の補強用のリブも有していないものである点（差異点（ウ））

- ・取っ手の明暗調子について、本件登録意匠は、本体部と同様の暗調子であるのに対して、引用意匠1は、蓋部と同様の明調子である点（差異点（エ））

## 【判 断】

### 1 本件登録意匠と引用意匠1（両意匠）の類否について

#### (1) 類否判断の前提となる事実

ア ①両意匠が、いずれも取っ手のある蓋付きの「バケツ」に係るものであって、意匠に係る物品が共通すること、②両意匠の形態に関し、少なくとも、本件共通点のうち共通点（A）ないし（C）が認められること、及び本件差異点が認められることは、原告も争っていない。

イ 本件共通点のうち共通点（D）の認定について

両意匠の取っ手部の態様について、本件審決が両端の先端部を「弧状」としている点を両意匠の共通点と認定したのに対し、原告は、本件登録意匠においては、確かに、その端部が半円状に湾曲した態様であるため、「弧状」との表現が当てはまるが、引用意匠1においては、その端部は「取っ手部より明らかに幅の広がった隅丸長形状」と捉えるのが適切であって、どちらかという直線を基調とした態様であり、本件登録意匠のように端部が大きく湾曲した態様ではないため、「弧状」との表現は当てはまらないと主張する。

よって検討するに、確かに、引用意匠1の取っ手部の両端は、本件登録意匠のそれと比較すれば、やや角張った形状をしており、本件登録意匠のようにその端部が半円形に湾曲した態様であるとはいえない。

しかし、広辞苑第6版（乙1）によれば、弧状とは「弓なりのさま。」を表すところ、例えば、日本列島を「弧状列島」などと表現するように、全体としてみた場合に弓を張ったような形をしていれば、それを「弧状」と表現しても良く、引用意匠1の取っ手部の両端（先端部）も、それぞれその中心を頂点としてなだらかに湾曲しており、左右の隅も丸く形作られていることからすれば、これを全体としてみた場合に、なお弓を張ったような形（弧状）をしていると評価することが可能である。

また、原告が指摘する具体的な形状の違いは、差異点（ア）において、本件登録意匠は「側面視略U字状」であり、引用意匠1はやや幅広の「隅丸長形状」であるとして、別途評価されているから、大づかみの態様（基本的構成態様）としては、前記のとおり、両意匠の先端部の形状を「弧状」と評価しても、その類否の判断に問題が生ずることはないと考えられる。

したがって、両意匠の取っ手部の両端（先端部）を共に「弧状」と評価した上、これを両意匠の共通点と認定した本件審決の判断に誤りはないというべきであり、この点に関する原告の主張は採用できない。

ウ 本件共通点のうち共通点（E）の認定について

本件審決が、両意匠の色彩につき、「蓋部はやや明調子で、本体部はそれより暗調子である点」を共通点と認定したのに対し、原告は、少なくとも、引用意匠1は、本体部がピンク色で、蓋部がオレンジ色であることから、暗調子と明調子というよりは、それぞれ全く別異の色彩の組合せからなる本体部と蓋部と認識するのが自然であり、本件審決の認定は誤りであると主張する。

しかし、本件審決は、引用意匠1の色彩について、「オレンジの蓋に濃いピンクの本体」と認定しており（本件審決31頁5行目～6行目）、証拠

（甲4）によれば、その認定は妥当であると認められる。そして、かかる認定を前提とすれば、引用意匠1についても、本件登録意匠と同様に、蓋部をやや明調子、本体部をそれより暗調子であると評価することが可能である。

したがって、これを両意匠の共通点と認定した本件審決の判断に誤りはないというべきであり、この点に関する原告の主張は採用できない。

エ 以上によれば、本件審決が認定するとおり、両意匠の間には、本件共通点（共通点（A）ないし（E））と本件差異点（差異点（ア）ないし（エ））が認められる。

## (2) 両意匠の類否

ア (1)を前提として、両意匠の類否について検討する。

両意匠に係る物品は共に「バケツ」であり、特に取っ手のある蓋付きのバケツであって、本来的には、水などを入れる容器であり、その他、物の運搬、収納、保管等にも使用され得るものである。また、これらのバケツは、いずれも雑貨の部類に属するものであり、その需要者は主に一般消費者であると認められるところ、かかる物品の性質や用途からすれば、看者は、通常、これを正面ないし斜め上方から見る機会が多く、全体的な形状、特に外観に占める割合が大きい本体部周側面や蓋の表面における形状に着目するものと認めるのが合理的である（本件において証拠として提出されている、商品カタログ・リーフレット〔甲1～4〕や、雑誌・ウェブサイトの記事〔甲12～31〕に掲載されている写真をみても、商品の全体を斜め上方から俯瞰的に撮影したものが圧倒的に多い。）。

また、両意匠は共に、本体部周側面及び蓋部の全体に一樣の細い筋状の凹凸形状を形成しているところ、平成6年度には、同様の形状を備えた被告製品が「グッドデザイン賞」を受賞しており、そこでは、「段ボール紙のギャザー形状をテクスチュアとして取り入れ」た点が評価されていることや（甲35）、平成22年度には、引用意匠1に係るバケツと同様のバケツ（被告製品）が「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞」を受賞しており、そ

こでも、色鮮やかさと共に「段ボールの並々（判決注：「波々」の誤記と認める。）をモチーフにデザインし」ている点などが評価されていること（甲9）を考慮すれば、上記の形態（本体部周側面及び蓋部の全体に一様の細い筋状の凹凸形状を形成している点）は、各受賞の時点で、それなりに印象度の強い特徴的なデザインとして受け止められていたものと認められる（なお、原告は、前記「段ボールのギャザー形状」との表現や「段ボールの並々」との表現について、いずれも単なる「凹凸形状」ではなく、「段ボールから作った手作りクラフト品のような、柔らかくて温かみのある印象」や「当該バケツの波打った柔らかい印象」が評価されている旨主張するが、いずれの受賞の時点においても、外観全体に「凹凸形状」を備えたバケツがありふれていたことを示す証拠はなく、これによれば、前記の各表現は単なる比喻であって、「凹凸形状」の具体的差異に着目した表現ではないと認めるのが相当である。）。

そうすると、本件共通点のうち、特に、「本体部周側面及び蓋部の全体に、一様に凹凸形状を形成」している点（共通点（A））、本体部の「全高（上端縁部を除く。）にわたる縦方向の細い筋状の凹凸形状を周方向に連続して多数施した」ものである点（共通点（B））及び蓋部は「本体部上端縁と略同径の円板状」とし、しかも、「その表裏の表面ほぼ全面を細い筋状の凹凸形状に形成」している点（共通点（C））は、本体部と蓋部の外観全体を通じて統一感を感じさせる独特の形態であって、意匠全体における支配的部分を占め、意匠的まとまりを形成し、看者（需要者）の注意を強くひく構成態様であると評価することができる。他方、本件差異点は、いずれも、取っ手の両端部の態様や取っ手の明暗調子（差異点（ア）及び（エ））、本体部と蓋部の凹凸形状の態様（差異点（イ））、蓋部の裏面の態様（差異点（ウ））といった、両意匠を全体としてみれば、限られた部分、あるいは目立ちにくい部分における細かな差異（細部における差異）にすぎず、これらを総合しても、上記の共通点を凌駕するほどの印象を看者（需要者）に与えるものとは認められない。

以上によれば、両意匠は、意匠に係る物品が一致し、形態においても、その視覚に訴える意匠的效果としては、とりわけ共通点（A）ないし（C）が両意匠の類否判断に与える影響が大きく、共通点が生じさせる効果が差異点のそれを凌駕し、意匠全体として需要者に共通の美感を起こさせるものであるとした本件審決の認定及び判断は正当であり、本件登録意匠は引用意匠1に類似するとの結論に誤りがあるものとは認められない。

#### イ 原告の主張について

これに対し、原告は、差異点（イ）に相当する凹凸形状の違い（本件登録意匠のそれは山型であるのに対し、引用意匠1のそれは波型である点）を強調して、①両意匠の本体部及び蓋部の外観を具体的に把握すれば、それぞれに統一感が生じているものの、それぞれが看者に与える印象は全く別異のも

のであって、その差異を凌駕するような両意匠の共通感を看取することができない、②引用意匠1と同様の形状であるバケツについては、「腰掛け」や「簡易スツール」としての用途・機能も積極的に紹介されており、また、水を入れる際に直接手で触れたり、水位を確認する際に至近距離から目にしたりすることも多いのであるから、凹凸形状の違いは「微弱」な差異などではない、③本件登録意匠の出願前から、本体部及び蓋部の外観全体に凹凸形状が形成されたバケツが既に複数公知となっていることから、単に「本体部及び蓋部の外観全体に凹凸形状が形成された」点は、本件登録意匠と引用意匠1のみに存在する共通点ではないなどと主張する。

しかし、①については、前記のとおり、両意匠の凹凸形状がいずれも細い筋状のものであり、これが本体と蓋を含む外観全体に一樣に施されている点にこそ、両意匠の特徴が認められるのであって、これと比較すれば、原告が指摘する凹凸形状の違いは、細部における差異にすぎず、「それぞれが看者に与える印象は全く別異のものである」と感じさせるほどに特徴的であると認められない。②についても、たとえ引用意匠1に係るバケツが腰掛け等として使われることがあったとしても、バケツである以上、第一次的な用途が水を入れること、あるいは、物の運搬、収納、保管等にあることは明らかであるし、その性質や用途からして、看者（需要者）がまず全体的な形状に着目し、これを俯瞰的にみることが多いことも明らかである。③の主張は、要するに、「本体部及び蓋部の外観全体に凹凸形状が形成された」点は、本件登録意匠の出願前に既に複数公知であるから、類否判断を行う上で重視すべきではないとの主張と解されるが、複数公知になるだけで直ちに意匠上の要部でなくなるとはいえず（ヒット商品こそ、往々にして模倣品が現れることを考えれば当然である。）、飽くまで上記の点が本体部と蓋部の外観全体を通じて統一感を感じさせる独特の形態であって、意匠全体における支配的部分を占め、意匠的まとまりを形成し（このような評価を否定するに足りるほど、上記の点が陳腐化していたことを認めるに足りる証拠はない。）、看者の注意を強くひく構成態様であると評価される以上、これを両意匠に共通してみられる特徴的部分であるとして類否判断を行うことは当然である。

したがって、差異点（イ）に相当する凹凸形状の違いは、共通点（A）ないし（C）が物品の外観全体にもたらす効果を凌駕し、差異性を際立たせるほどの特徴であるとは認められず、類否の判断要素としては、副次的な要素にすぎないといわざるを得ない。

また、原告は、機能的な面からすれば、取っ手の両端部の態様や、引用意匠1の取っ手部に設けられた円形状孔部の存在（差異点（ア））、蓋部の突起部及び補強用のリブの有無といった蓋部の裏面における違い（差異点

（ウ））も軽視できず、また、様々なカラーバリエーションがあることからすれば、取っ手の明暗調子の違い（差異点（エ））も軽視できないなどと主張するが、これらの差異も、両意匠を全体としてみれば、部分的な差異や目

立たない部分における細かな差異にすぎないことは明らかであって、共通点（A）ないし（C）が物品の外観全体にもたらす効果を凌駕し、差異性を際立たせるほどの特徴であるとは認められず、類否の判断要素としては、飽くまで副次的な要素にすぎないというべきである。

したがって、原告の主張はいずれも採用することができない。

## 2 無効理由2に関する認定判断の誤りを指摘する点について

前記第2の3(2)のとおり、本件審決は、無効理由1についてのみ判断し、無効理由2については判断していない（無効理由2は、本件意匠登録を無効とすべき理由にはなっていない）のであるから、無効理由2に関する点は、（仮に原告が指摘するような誤りがあったとしても）本件審決の取消事由にはならないというべきである。

よって、無効理由2に関する原告の主張は、本件審決の取消事由としては、採用することができない。

## 3 結論

以上の次第であるから、本件審決に取り消されるべき違法はなく、原告の請求は理由がない。よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

### 【論 評】

1. 本件登録意匠に対する登録無効の審決理由については審決書に記載されていても、採用された具体的証拠については開示されていないので、判断の妥当性について筆者は論ずることはできない。しかし、審決は、本件登録意匠と引用意匠との対比によって類否判断し、類似であると判断した結果、登録無効としたのである。その前提として裁判所は、全体的な形状で、特に外観に占める割合が大きい本体部の周側部や蓋の表面形状に着目するものと認めるのが合理的であると認定したが、これは本件の登録意匠及び引用意匠についていえることである。

2. 被告製品は平成6年度のグッドデザイン賞を受賞しているというが、また平成22年度には引用意匠1に係るバケツと同様のバケツ（被告製品）が「グッドデザイン・ロングライフデザイン賞」を受賞しているという。

ということは、被告製品自体も平成6年度と平成22年度とに、同一の評価をされて受賞している対象は、「本体部周側面及び蓋部の全体に、一様の細かい筋状の凹凸形状を形成している。」点が、各受賞の時点で、印象度の強い特徴のあるデザインと認められてからであろう。

また、Gマークの選考委員は需要者というよりは当業者であるから、意匠の類否判断をする者は、需要者というよりは当業者レベルであると理解するべきである。（法24条2項参照）

この意匠の類否判断の人的基準を需要者と規定したことは、筆者は繰り返し

て主張しているように、誤りなのである。けだし、その答えと基準は意匠法1条の目的規定にあり、意匠法は創作保護法であって、混同識別保護法ではないからである。

3. そこで、裁判所は、本件登録意匠と引用意匠1の全体を対比すれば、差異があるのは細部にすぎないから、この細部を結合しても、この際は共通点を凌駕するほどの印象を看者に与えないから、視覚に訴える意匠の効果としては違いは認められないから、両者を類似するとする結論に誤りがあるものとは認められない、と判断したのである。

[牛木 理一]



(19) 【発行国】日本国特許庁 (JP)  
(45) 【発行日】平成26年10月14日 (2014. 10. 14)  
(12) 【公報種別】意匠公報 (S)  
(11) 【登録番号】意匠登録第1509040号 (D1509040)  
(24) 【登録日】平成26年9月12日 (2014. 9. 12)  
(54) 【意匠に係る物品】バケツ  
(52) 【意匠分類】C3-351  
(51) 【国際意匠分類 (参考)】07-05、07-07、09-09、23-02  
(21) 【出願番号】意願2013-27943 (D2013-27943)  
(22) 【出願日】平成25年11月28日 (2013. 11. 28)  
(72) 【創作者】  
【氏名】市川 幸治  
【住所又は居所】埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号 株式会社カインズ内  
(72) 【創作者】  
【氏名】萩原 啓介  
【住所又は居所】埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号 株式会社カインズ内  
(73) 【意匠権者】  
【識別番号】500367067  
【氏名又は名称】株式会社カインズ  
【住所又は居所】埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号  
(74) 【代理人】  
【識別番号】100064908  
【弁理士】  
【氏名又は名称】志賀 正武  
(74) 【代理人】  
【識別番号】100108578  
【弁理士】  
【氏名又は名称】高橋 詔男  
(74) 【代理人】  
【識別番号】100086379  
【弁理士】  
【氏名又は名称】志賀 正武  
(74) 【代理人】  
【識別番号】100108578  
【弁理士】  
【氏名又は名称】高橋 詔男  
(74) 【代理人】  
【識別番号】100086379  
【弁理士】  
【氏名又は名称】高柴 忠夫  
(74) 【代理人】  
【識別番号】100137017  
【弁理士】  
【氏名又は名称】眞島 竜一郎  
【新規性喪失の例外の表示】意匠法第4条第2項の適用申請が有りました。  
【審査官】内藤 弘樹  
(56) 【参考文献】実開昭50-109749 実開平1-11146 実開平7-332  
43 e-coneco-container、12頁、(特許庁意匠課公知資料番号HC1  
3008776)  
(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は使用状態を示す参考斜視図1に表すように、蓋をバケツの開口部に掛止することができるバケツである。また、使用状態を示す参考斜視図2に表すように、蓋をバケツの台座として用いることができる。  
(55) 【意匠の説明】背面図は正面図と同一に表れるため省略する。右側面図は左側面図と同一に表れるため省略する。

【図面】  
【斜視図】



【正面図】



┌  
▼  
A

┌  
▼  
A

【平面図】



【底面図】



【左側面図】



【本体のみの斜視図】



【蓋のみの斜視図】



【蓋の拡大正面図】



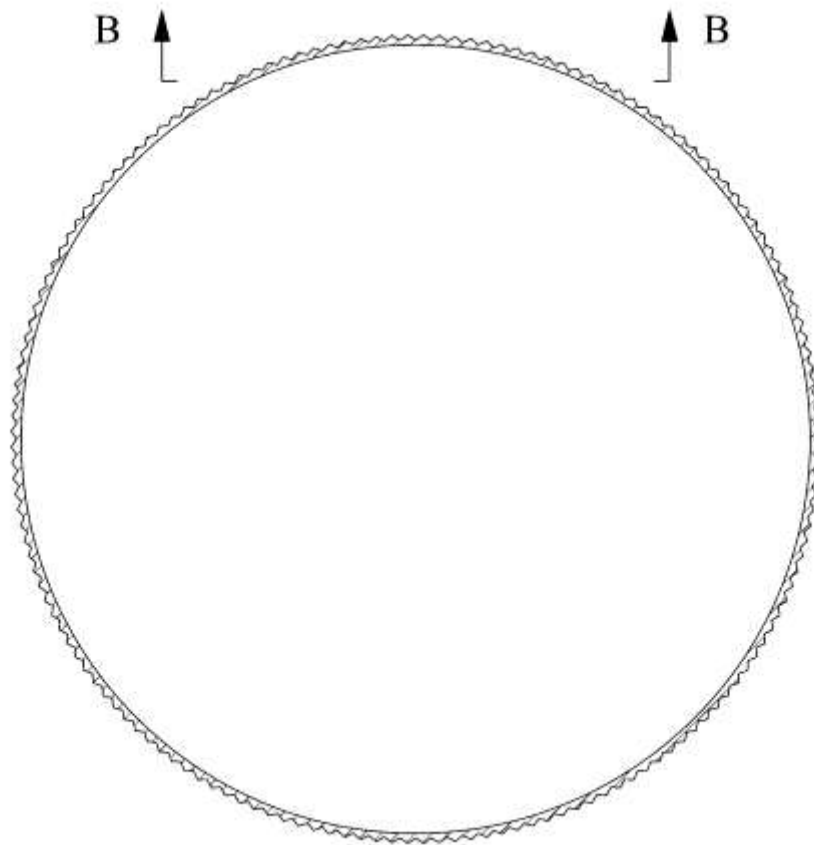
【使用状態を示す参考斜視図1】



【使用状態を示す参考斜視図2】



【A-A線拡大断面図】



【B部拡大図】

